

平成25年(東)第1479号 浪江町原発ADR集団申立事件


申立人 ほか11249名

相手方 東京電力株式会社

## 第 1 準 備 書 面

平成25年7月31日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら復代理人 弁護士 日 置 雅 晴 

同 弁護士 濱 野 泰 嘉 

### 1 本準備書面の趣旨

本準備書面は、本件慰謝料の金額の適切性・妥当性を述べるにあたり、その根拠となっている平成23年8月5日付「中間指針」及び平成24年3月16日付「中間指針第二次追補」(総称して「中間指針等」という。)の策定過程において、本件慰謝料が、①適正な手続きに基づかず決定されたこと、②その金額の根拠が不明確・不適正であることを明らかにする。

そして、本件慰謝料の金額の適切性・妥当性に問題がある場合に、③中間指針等はあくまで「当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般指針」であって、紛争解決センターにおける和解案の内容を拘束するものではなく、仲介委員は中間指針等を超えた適切妥当な和解案を提案できる立場にあることを述べるものである。

## 2 本件慰謝料の算定上の問題点

### (1) 中間指針等の策定手続きの不適正・不明瞭

ア 慰謝料の基準を提供している中間指針等は、原賠法 18 条 2 項 2 号の所管事務として審査会が一般指針として策定したものである。

イ そもそも一般指針策定を審査会の所掌事務とする法改正をするにあたって、原賠法見直しをした検討会報告書は、「指針の前提として、事故の態様・規模等に応じ、……指針の策定に必要な原子力損害の調査・評価を行うこと」(検討会報告書 21 頁)の重要性を指摘していた。すなわち審査会は、中間指針等の策定において、現地調査等を行うことが当然の責務であった。

しかしながら、審査会は、一般指針たる中間指針等の策定において、浪江町を含む現地調査を実施しなかった。そしてそのような審査会の姿勢に対しては、第 4 回審査会(平成 23 年 5 月 16 日)において、川内村村長の遠藤雄幸氏から一次指針を批判する形で、「住民の人たちから直接お話を聞く機会もあれば、また違った評価の仕方もあるのかなというふうに思います。」と要望が出されていたにもかかわらず、その後も被災住民の声も本件原発事故の関係市町村の首長の声も十分に聞くことなく、一方的に中間指針等を策定した

(本件原発事故の被災地である全市町村の首長の意見を聴取したのは、中間指針公表後である原発事故発生から 10 カ月を経過した第 21 回審査会(平成 24 年 1 月 27 日)においてである)。また、現地調査の点においても、審査会の専門委員は平成 23 年 7 月に「原子力損害賠償紛争審査会専門委員調査報告書」を公表しているが、この中で調査したのは事業・営業分野の損害のみであり、本件申立人らを含む本件原発事故により避難を余儀なくされた住民の生活状態を調査した結果は含まれておらず、審査会委員による現地調査が行われたのは中間指針等公表後の平成 25 年 5、6 月である。

したがって、審査会は、本件原発事故による被災住民の現実の生活状態をまったく見ることも、聞くことも、調査することもなく、生活費の増加費用

を含む精神的苦痛の損害（精神的損害）である本件慰謝料を算定したものであって、慰謝料の算定において、手続き上著しい瑕疵があるといわざるを得ない。

(2) 慰謝料算定基準の根拠の不適正・不明確

ア 慰謝料は、中間指針においても中間指針第二次追補においても、一人月額 10 万円を原則に固定されており、帰還困難区域における一括金も、この金額を単位に算定されている。

イ そして、一人月額 10 万円という金額は、自賠償の傷害慰謝料日額 4,200 円(月額 126,000 円)を基に決められたものであるが、本件慰謝料の算定として自賠償が根拠となる理由は示されていない。

自賠償を算定根拠とする見解は、第 7 回審査会（平成 23 年 6 月 9 日）において、能見会長から「交通事故などで入院した場合の慰謝料についての自賠償などの基準がございますので、そんなものを参考にしながら議論するというのはいかがでしょうかと私などは個人的には思っております」と発議されて、他の算定法について審査会の場で協議することなく決定された。また、能見会長は、「たとえ不自由な生活で避難しているとはいえ、行動自体は一応は自由であるという場合の精神的苦痛とは同じではないので、おそらく自賠償よりは少ない額になるのではないかと考えています」とし、さらに「自賠償関係の慰謝料の額も時間とともにだんだん低減(ママ)するという要素がありますので、今回の避難に伴う慰謝料の場合もそういった低減の要素を考慮する」との見解も示した。すなわち、これらの見解が本件慰謝料の月額を自賠償の傷害慰謝料よりも低額とし、さらに第 2 期の本件慰謝料を第 1 期の半額にする根拠となったものと思われる。

ウ しかしながら、交通事故による傷害と本件原発事故による強制的な避難生活と比較になるかという根本的な問題は別として、これらの説明自体にも、

以下のような論理的な矛盾点がある。

- (ア) その1つは、自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がないという点である。

すなわち、自賠責の傷害慰謝料は自賠法制定時には決められておらず、昭和39年2月の自賠責支払基準改定の際に1日700円と決められ、その後保険金額と物価指数の変動の中で4,200円に至ったものである。当初の700円という金額の根拠は判明せず、したがって、4,200円の根拠自体もそもそも明確ではない。むしろ、仮に自動車交通事故での傷害による精神的苦痛を参考にしつつ実態に即して金銭評価とするならば、被害者が現実に慰謝料として取得できる相場を示している、裁判所基準である日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』（「赤い本」）の傷害慰謝料(別表Ⅱによる入院慰謝料＝月額35万円)が適切であると言わなければならない。

- (イ) 第2の問題点は、入院のように行動が制約されていない避難生活では精神的苦痛が少ないために、本件慰謝料は自賠責基準の月額よりも少ない金額になる、とした判断である。

避難生活が行動の制約を受けない状態かとの根本的な問題は別にして、そもそも自賠責の傷害慰謝料は入院に限られず、行動の自由に制約のない通院の場合にも適用されるのである。そのように考えるならば、自賠責の傷害慰謝料の月額126,000円を10万円に減額する根拠はまったくない。

- (ウ) 第3の問題点は、自賠責基準を採用しながら、第2期の本件慰謝料を逡減している点である。

本件原発事故による強制的避難にかかる精神的苦痛が、交通事故による傷害の場合と同じように時間の経過によって逡減するかという根本的な問題は別として、自賠責の傷害慰謝料は、1日4,200円に固定されており逡減方式を採用していない。逡減方式を採用しているのは赤い本であって、中間指針の説明でも第2期における減額の理由として、赤い本による「期間経過に伴

う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とする」と説明している。一方において低い慰謝料額であるゆえに逡減方式が採用されていない自賠償基準を金額として採用しながら、他方において1日単価を高くしたゆえに逡減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは、著しく偏った妥当性に欠ける判断である。

エ 以上によれば、本件慰謝料の算定基準の根拠が不明確であり、不適正であることは明らかである。

### 3 中間指針等の拘束性について

中間指針等はその位置づけを確認すると、原賠法18条2項2号に定める「当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般指針」である。すなわち、中間指針等は、紛争解決センターにおける和解案の内容を拘束するものではないのであって、それ自体金科玉条のものとして一步もはみ出してはならないものではない。

したがって、中間指針等において策定された損害項目やその内容について適切性・妥当性に問題がある場合には、仲介委員は、中間指針等を超えた適切妥当な和解案を提示できる立場にあるといえる。

そして、本件においても、前述したとおり本件慰謝料の金額の適切性・妥当性に問題があるのであるから、仲介委員は、本件申立人らの被害実態の訴えを聞き、被災地や仮設住宅などの現地調査など十分な調査を行った上で、中間指針等を超えて適正・公平な生活費増加分を含む慰謝料を算定し、和解案を提示することが当然に許されるし、根本目的である紛争解決の観点からは、むしろそのようにすべきものである。

以上